# ● 中軽井沢カントリークラブ 施設利用約款

#### (約款の適用)

第1条 当クラブ(付帯施設および乗用カートの利用を含む)をご利用になる方 (以下「ご利用者」という。) は、会員・ゲストを問わず、快適で安全な

プレーをお楽しみいただくため、当クラブ規約、細則、営業のご案内等 による定めのほか、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

### (利用契約の成立)

第2条 ご利用者は、次条記載の予約手続のほか当日フロントにおいて、本約款 確認のうえで、所定の受付カードに署名してご利用の申し込みをしてく ださい。これにより、利用契約が成立します。

#### (利用の申し込み)

- 第3条 1. 当クラブをご利用になるときは、営業のご案内等の定めにより、プレー 日およびスタート時間を予約していただきます。ただし、次の場合に
  - は、予約申し込みの受付をお断りすることがあります。
  - (1) 所定の人数に達したとき。(貸切営業を含む)
  - (2) ゲストについては、会員の同伴または紹介がないとき。
  - (3) 天災・天候その他やむを得ない事情により、当クラブをクローズ するとき
  - (4) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社 会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団などの犯罪組 織、またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社 会勢力」という)と関係があると認められるとき。
  - (5) 申込者が集団、または常習として暴力的行為を行う恐れがあると 認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行 為をなす恐れがある者と認められるとき。
  - (6) 偽名または他人名義で申し込みする等、ご利用にかかわる登録情 報に不備や虚偽があったとき。
  - (7) ご来場前に、必要な情報の登録が所定の期日までになされないと
  - 2. 所定の人数に満たない場合は、当日においてもご利用の申し込みを することができます。

## (利用の拒絶、利用継続の拒絶)

- 第4条 1. 当クラブは利用契約の成立後またはご利用開始後といえども、次の場 合には当該申し込みの受理を取り消し、ご利用またはご利用の継続を
  - (1) 前条第1項第(3)号乃至第(6)号に該当するとき。
  - (2) ご利用者がその情を知りながら暴力団等反社会勢力を同伴、また は紹介して利用させたとき。
  - (3) 技術未熟およびマナー・モラルに欠け、他のご利用者に著しく迷 惑を及ぼす行為があったとき。
  - (4) 当クラブの服装規定等の遵守ができないとき。
  - (5) その他の理由により、当クラブを利用されることが好ましくない い事由があるとき。
  - (6) その他本約款に違反したとき。
  - 2. 前項に該当する場合の利用料金は、未利用の施設分を含めて全額の料 金をお支払いいただきます。

# (休業日、開場時間)

当クラブの各施設の休業日と開場時間は、 当クラブの定めるところによ ります。ただし、臨時に変更することがあります。

# (金銭その他貴重品)

- 第6条 1. 金銭その他貴重品については、お客様の自己管理にて、備え付けの貴 重品ロッカーをご利用ください。盗難や紛失などの事故ついては、当 クラブは一切の責任を負いません。
  - 2. 前項の貴重品ロッカーを利用されない場合は、下記をご承知のうえ で、預かり証と引き換えにフロントにお預けください。
  - (1) 必ず当クラブ所定の封筒に入れ、記名封印してください。

- (2) お預り品は預り証をご持参の方に対して、預り証と引き換えに お返しします。この場合は、当クラブのお預り品に対する責任 は免責されたことになります。
- (3) お預り品を受領された方は、その場で必ず記名封印を確認のうえ、 開封してください。
- (4) 預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。なお、届け 出前に第三者が既に預り証によりお預り品を引き換えた場合は、 当クラブは一切の責任を負いません。

#### (携帯品、自動車)

- 第7条 1. ご利用者の携帯品や駐車場の自動車の盗難(車上盗難を含む)および 事故については、当クラブは一切の責任を負いません。
  - 2. 携帯品についてはご自身で管理いただき、クラブ内での破損や紛失に ついては、当クラブは一切の責任を負いません。

## (ロッカーの利用)

- 第8条 当クラブのロッカー室のご利用については、下記をご承知ください。
  - (1) ロッカーのご利用中は必ず施錠をしていただきますので、閉扉後に 施錠をご確認ください。なお、ロッカーキィは、プレー終了後の精 算時まで携帯してください。
  - (2) 当クラブが緊急と認めたときは、ロッカーを開扉し点検することが
  - (3) ロッカーには金銭その他貴重品や、ゴルフプレーに関する携帯品( 着衣・靴を含む)以外の物品の収容はお断りします。
  - (4) ロッカー室の品位を乱す行為はお断りします。
  - (5) ロッカーキィを紛失した場合は、代替のキィ作製の費用をご負担い ただきます。
  - (6) ロッカー内の諸物品の紛失・盗難等の事故については、 当クラブは 一切の責任を負いません。
  - (7) ロッカー収容の物品についての地震・火災・風水害によるご利用者 の損失は、当クラブの当該物品に関し適用される保険の範囲内に限

## (乗用カートの利用)

- 第9条 1. 乗用カートのご利用は、自動車の運転免許証取得者のみ運転ができる ものとします。
  - 2. 乗用カートは、クラブハウスやコース内等に掲示または表示してある 注意事項に従い、操作方法等をよく確認したうえで安全運行を遵守し てご利用いただき、プレー目的以外の使用についてはお断りします。
  - 3. 乗用カートご利用時の故意または重大なる過失を起因とする事故につ いては、当クラブは一切の責任を負いません。また、車両に損害を与 えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

## **(危険防止責任とゴルフルール・エチケット・マナーの厳守)**

第10条 ゴルフは自他共に危険を伴う場合がありますので、ご利用者はルール・ エチケットおよびマナーを守り、キャディのアドバイスおよび安全確認 の合図の如何にかかわらず、自己の責任により安全を確認したうえでプ レーしてください。

# (ティグランドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わ ないでください。危険防止のため、打者以外はティグランドに立ち入ら ないでください。

#### (飛距離の確認)

第12条 後続組のご利用者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛 距離を自身で判断して、安全確認のうえで先行組に打ち込まないように プレーしてください。

#### (キャディ又はフォアキャディの合図)

第13条 キャディまたはフォアキャディおよびカートナビ等の合図は、先行組が 第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合 図ですので、合図があっても、打者は自己の打球の飛距離を自分で判断 し、安全確認のうえでプレーしてください。

#### (打者の前方に出ないこと)

第14条 1. ご利用者は、プレー中の打者の前方には絶対に出ないでください。ま た、他のプレーヤーの打球にはよく注意をして危険を避けてください。

2. 打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって 生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこと とし、当クラブは一切の責任を負いません。

#### (隣接ホールへの打ち込み)

第15条 1. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、ご利用者は打ち込むこ とのないよう自己の飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーし てください。また、打ち込んだ場合には、自ら大きな声で隣接ホール のご利用者に警告してください。

> 2. 隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのご利用者に合図をし、 邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴者にも十分気を つけてプレーしてください。

## (退避および避難所)

第16条 先行組のご利用者が、ショートホール等で後続組に対して打球させると きは、後続組のご利用者全員が打ち終わるまで安全な場所に退避してく ださい。待避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまでは必 ず待避所内に退避してください。

## (ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安 全な場所を通り次のホールへ進んでください。

#### (雷鳴があった場合)

第18条 雷警報もしくは雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、最も近い 避難小屋やコース売店に退避してください。

## (火気使用の禁止)

第19条 コースやクラブハウス内の喫煙等の火気使用は、灰皿設置場所または所 定の場所以外は厳禁とします。

# (プレー終了後のクラブ等の確認)

第20条 1. ご利用者がプレーを終了した場合はクラブ等を点検し、間違いがな いかを慎重に確認してください。

> 2. 前項の確認後は、クラブの不足、クラブの破損・瑕疵等について、 当クラブは一切の責任を負いません。

#### (施設に損害を与えた場合)

第21条 1. ご利用者が故意または過失により、当クラブの施設および設備に損害 を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

2. 当クラブ施設の器具・備品等を持ち出した場合は、前項を準用します。

#### (施設内への持込品)

第22条 当クラブの施設内に、下記のものを持込むことをお断りします。

- (1) 動物等のペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 銃砲·刀剣類。
- (4) 発火・爆発の恐れがある危険物。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) その他、前各号に準ずるものおよび当クラブの適正な利用を妨げる もの。

#### (医薬品提供について)

第23条 薬事法第24条の規定に従い、当クラブでは医薬品の提供をしません。医 薬品についてはあらかじめご準備いただくか 病院または薬局にてお買 い求めください。なお、救急時には最寄の病院もしくは薬局をご案内し

#### (行為の禁止)

第24条 当クラブの施設内では、下記の行為をお断りします。

- (1) 賭博・その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為。
- (3) ご利用者以外のコース内立入り。(特に許可する場合は除く)なお、 特に許可した場合であっても、ご利用者以外が怪我や傷害等の被害 を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。
- (4) 無断の写真・動画撮影、録音等の行為。
- (5) 高声・高唱等によるプレーの進行、クラブ品位の維持を乱す行為。
- (6) 他人に対して迷惑となる行為や不快感を与える行為。
- (7) 施設の器具・備品等を持ち出す行為。
- (8) 入れ墨、タトゥー(シール類・またはこれに酷似するものを含む) がある方の浴室への入場。
- (9) ロッカー室よりの無着衣の往来。
- (10) 浴室内での顔剃り、タオルの持込等、清潔の維持を妨げる行為。
- (11) 当クラブの許可なく酒類、飲食物等を持ち込む行為。
- (12) その他、前各号に準ずる行為および当クラブの適正な利用を妨げる 行為。

#### (カスタマーハラスメント行為の禁止)

- 第25条 1. 当クラブは、ご利用者が従業員に対し、別に定めるカスタマーハラ スメントに対する基本方針に則り、カスタマーハラスメントの対象 となる行為を行った場合、当クラブの利用の停止、退去の要求、警 察への通報等の措置を講じる権利を有します。
  - 2. 前項によって当クラブが侵害を被った場合は、ご利用者に対し、そ の損害賠償を請求することができます。

# (宅配便等の取扱)

第26条 1. ご利用者のゴルフクラブ等の運送(宅配便等)のお取り次ぎをしま

2. 運送に関する一切の法律関係は、ご利用者と運送会社との契約また は終款の定めによります。

# (再来場の拒絶)

第27条 当クラブにおいて下記の行為があったときは、再来場をお断りします。

- (1) 第3条第1項 第4条第1項および第25条第1項に該当した場合。
- (2) 代金の支払いをしない湯合
- (3) その他、本約款に違反した場合。

## (違背の場合の責任)

第28条 ご利用者が前各条項に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、 または自ら損害等の被害を受けた場合は、 当クラブは一切の損害賠償等 の責任を負いません。

## (本約款の変更手続)

第29条 本約款の変更は会社の決定により変更することができるものとします。

## (信義則)

その他規約、本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっ とり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

# (管轄合意)

ご利用者は、この契約により紛争が生じたときの裁判所は東京簡易裁判 所または東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意して、当ク ラブをご利用いただきます。